フロン類回収業者の登録について

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、フロン類回収業者として県知事の登録を受けなければなりません。

フロン類回収業者のフロン類を適切に回収し、自動車製造業者等に引き渡す役割を担います。

1．申請受付場所（郵送は不可）

（１）申請者の主たる事務所が「**阿南市、那賀郡、海部郡**」である場合

南部総合県民局　保健福祉環境部　環境担当

〒 774-0030　阿南市富岡町あ王谷 46

電話　0884-24-4658（直通）

（２）申請者の主たる事務所が「**美馬市、三好市、美馬郡、三好郡**」である場合

西部総合県民局　保健福祉環境部　環境担当

〒 779-3602　美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73

電話　0883-53-2060（直通）

（３）上記**(1)及び(2)以外**の場合

県民環境部　環境局　環境整備課　処理業審査担当

〒 770-8570　徳島市万代町 1 丁目 1

電話　088-621-2269（直通）

2．申請方法等

（１）申請方法

申請は、**予約制**とさせていただいていますので、あらかじめ上記の申請受付場所に電話で予約の上、御来庁ください。郵送での受付はいたしておりません。

（２）提出部数

正本**1部**です。(下記のリストの順番に並べてください。)

申請する書類に不足のないように、提出前にリストの確認欄(□にレでチェック)を活用して再度ご確認ください。

（３）申請受付期間

更新申請の場合、申請書の受付は「登録期間の満了する日の**６０日前**～登録期間の満了する日まで」です。

3．手数料（県収入証紙）

新規登録・・・・５，０００円

更新登録・・・・４，０００円

登録申請書（様式第３号）の右上余白に貼付してください。

4．申請に必要な書類一覧

①登録申請書（様式第３号）　□

②本人であることを証明するもの

個人の場合：印鑑証明書　□

住民票（本籍地記載のもの）　□

法人の場合：印鑑証明書　□

法人登記簿謄本(登記事項証明書)のうち「履歴事項全部証明書」　□

役員全員の住民票（本籍地記載のもの）　□

③成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書（徳島県内の場合は、徳島地方法務局で請求できます。）

個人の場合：申請者　□

法人の場合：役員全員 □

④フロン類回収設備の所有権又は使用権限を有することを証する書類 □

（例）購買契約書、納品書、領収書、販売証明書、借用契約書、共同使用規定書等

⑤フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 □

（例）仕様書、取扱説明書等

⑥誓約書 □

⑦フロン類の回収を自ら行う者・フロン類の回収に立ち会う者が有する資格等に関する資料 □

（例）資格証等の写し〈自動車電機装置整備士、業界団体が行う技術講習の受講修了証、自動車整備業務・エアコン整備業務の経験を有する者等〉

⑧回収容器の種類、個数 □

⑨対象とする自動車製造業者等の名称（メーカー名等） □

⑩事業所の位置図（住宅地図等） □

⑪使用済自動車の引渡先（解体業者の氏名・名称を記載） □

⑫直近の「フロン類回収業登録通知書」又は「第二種フロン類回収業登録等通知書」又は「フロン類回収業者の登録予定番号について（通知）」の写し（更新申請の場合のみ） □

⑬１４０円切手を貼付し送付先を記入した角 20（A4 サイズ）の封筒（郵送による登録通知書の交付を希望する場合） □

なお、新規申請の場合は、窓口での交付になります。

【重要】フロン類回収業者の年次報告義務について

毎年４月１日から４月３０日の期間中に、**事業所ごと**に前年度のフロン類取扱量等について電子マニフェスト制度により年次報告を行う必要があります。

フロン類の扱い件数が０でも、必ず報告する必要があります。

また、フロン回収破壊法の第二種フロン類回収業者であって、自動車リサイクル法のフロン類回収業者に移行した事業者は、自動車リサイクル法の本格施行日（平成１７年1月1日）以降であっても、平成１６年１２月３１日までに引取業者に引き渡されフロン回収破壊法の仕組みに従って回収されるフロン類に関しては、**フロン回収破壊法上の年次報告が必要になります。**

このため、**自動車リサイクル法上の年次報告を毎年４月末までに電子マニフェスト制度により行う必要があるとともに、以下に該当する場合には毎年６月末までに別途様式により県に提出する必要があります。**

１）平成１６年１２月３１日までに第二種特定製品(旧特定製品)引取業者に引き渡された旧特定製品について

ⅰ）回収した者

ⅱ）回収し保管を行っている者

２）これまで第二種フロン類回収量等に関する報告書を提出する義務があったにもかかわらず提出しなかった者